平成２２年（フ）第１９０６号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目12番６号
債務者　野中　昭一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６８号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番24号
債務者　清川こと　金　　富子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８８号
大阪府大東市三箇３丁目６番45号
債務者　本山　敏彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９７号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号プリモ中宮401
債務者　寺田　耕三
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１５号
大阪市福島区福島４丁目３番４号
債務者　小西　康博
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２９号
大阪府門真市東田町11番24号
債務者　山下　俊哉
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９２２号
大阪府八尾市東山本新町４丁目８番12号
債務者　吉岡　将之（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８９号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　中村　武雄
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１２号
大阪府豊中市上津島２―20―22―506号、住民票上の住所沖縄県うるま市字西原８番地１
債務者　我如古　満
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１９号
大阪府豊中市待兼山町31番25―101号
債務者　髙井奈美子（旧姓川住）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７４号
大阪府大東市御供田３丁目15番15号　タウンホームツツミＣ棟102号
債務者　阪本　　貢
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７５号
大阪府大東市御供田３丁目15番15号　タウンホームツツミＣ棟102号
債務者　阪本　明美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０６号
大阪府高槻市成合東の町９番３号
債務者　久保　　進（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０８号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番24―618号
債務者　エス・エス・ウチダこと　打田　幸信
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７７号
大阪府寝屋川市木屋町８番１号
債務者　新堀　節代
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５４号
大阪市浪速区元町３丁目１番15号アーデルハイムなにわ605号
債務者　想田　博之
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５６号
大阪府豊中市東豊中町２丁目４番８―305号
債務者　山田　久子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１８号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―1309号
債務者　金山貞広こと　金　　貞廣
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部